

行政評価制度に関する提言書

平成 18 年 11 月

西東京市行財政改革推進委員会

行政評価制度に関する提言書

1. はじめに

当委員会は、西東京市における行財政改革の推進を図り、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ効率的な市政の実現のため、平成 13 年 8 月に設置された委員会です。

平成 18 年 10 月 25 日開催の審議の中で、事務局より、行財政改革の一貫として取り組んでいる平成 18 年度行政評価の経過報告及び評価結果、パブリックコメントの概要について報告を受けました。

そこで、当委員会は行財政改革を推進する立場から、事務局の報告に対して、第三者的な客観的視点から、行政評価制度、事業見直し・改善の視点及び評価結果、パブリックコメントの三点について、自由で率直な意見として「行政評価制度に関する提言書」を提出いたします。

今後、ここに提言した内容を行政側で十分に検証した上で、提言の基本的な考え方や方向性を可能な限り行政運営に反映し、より良い市政経営がなされるよう要望いたします。

2. 行政評価制度について

西東京市における行政評価制度は事務事業評価であり、三年間で評価可能な事務事業を全て評価し、庁内で評価体制が定着してから施策、政策評価の導入を検討すると事務局から報告を受けました。

この取組については、庁内でのボトムアップで、異なる階層から違った視点により検証・議論等を重ねてきた経緯と努力を評価したいと思います。こうした積み重ねてきた努力を無駄にしないためにも、市長を始めとする経営層のリーダーシップにより評価結果を予算や政策へ反映していくことが大事です。

他方、評価のための評価とならないよう、効率的・効果的な評価体制のあり方及び評価事務の簡略化に向けて、今後も検証し取り組まれることが必要だと考えます。

また、現在、西東京市においては事務事業評価のみではありますが、各事務事業と総合計画等の上位施策・政策との関連を明確にする必要があります。もっとも、市で実施する事業数を考慮すると、当面は事務事業評価の中で上位施策を鑑みながら、事業の目的や狙っている効果等を常に意識し、事業の評価、見直し・改善を行う必要があると考えます。

3. 事業の見直し・改善の視点及び評価結果について

事務局から提出のあった「平成 18 年度行政評価の経過報告」に記載されている「事業の見直し・改善の四つの視点」について、意見を述べることにします。

< 事業の見直し・改善の四つの視点 >

「庁内類似事業を整理・統合する」について

西東京市の行政評価シートを拝見する限り、合併市という特殊な事情もあることから、重複するサービス・類似する事業が見受けられます。これらについては、行政評価を通じて事務事業の整理・統合を図り、併せて 19 年度の組織改正等にも反映することにより、一層効率的な執行体制を築く必要があると考えます。

「時代の変化・市民要望等を踏まえ、ビルドすべき施策・事業を検討する」について

西東京市においては、当面事務事業評価により、見直し・改善を行い、新規事業の構築や既存事業の再構築の財源を確保すると事務局から報告がありました。

これについては、制約のある財源の中で新規事業等をビルドするにあたって、既存事業のスクラップが前提であると思われます。よって、ビルドの前提として、再度既存事業の見直し・改善を徹底的に行い、事業に優先度をつけ、不要となった事業や優先度の低い事業の廃止・縮小を行う必要があります。

その上で、行財政環境の変化、市民要望及び市の政策や経営資源の制約等を総合的に勘案し、新規事業の構築等を実施すべきであると考えます。

「事業のサービス水準については、26 市の平均との比較に留意して、本市水準を調整する」について

行政評価シートを拝見しますと、都内 26 市の類似サービスとの比較が記載されています。事務局からは、市財政の健全化、新規事業及び事業の再構築の財源を確保するために、当面は 26 市の平均的水準と比較し、市の事業水準を定めるとの報告がありました。

これについては、市民意見等において、市の事業を 26 市の平均的水準に引き下げることへの反論が寄せられていましたが、事務局からは、単純に 26 市の平均的水準にするのではなく、比較を通じて適正な水準を定めるとの回答を頂きました。

当委員会においても、地方分権や特色ある地域施策の推進という観点から、26 市の平均的水準が最良の水準とは明言できないと考えております。しかし、他方で、近年の地方財政を取り巻く環境や少子高齢化などの社会状況等を踏まえると、従来行政水準をそのまま維持し、時代環境の変化に対応した施策を打ち立てていくことは困難であることも事実です。

そうした中で、26 市の平均的水準との比較は、西東京市の事業水準を把握する上では必要であり、今後は既存事業の見直し・改善作業を通じて西東京市独自のニーズを把握し、市が実施すべき水準を定めていくべきだと考えます。

「事業の受益者負担導入を検討する」について

市が提供する公共サービスは、広く市民全般の日常生活に必要でありながら市場原理によっては提供されにくい道路や公園のようなものから、余暇活動や施設利用のように特定の市民が利益を享受し、民間においても類似のサービスを提供しているものまで多岐に亘っています。

特に後者の特定の市民のみに提供されるサービスについては、公的負担で事業費すべてを賄うのは、公平性の観点からみて妥当とは言えません。しかしながら、一方で、低所得者等への配慮を行うべきとの考えもあり、その点と公平性・応益負担とのバランスを考慮しながら、適正な受益者負担の導入を検討すべきだと考えます。

4. パブリックコメントについて

市民意見については、市民説明会参加者6名及び寄せられた市民意見11名の意見内容について、事務局から報告がありました。

寄せられた市民意見は少数であるものの、その意見内容について十分に把握し、今後の市政経営への反映を可能な限り検討する必要があります。

ただし、寄せられた意見は西東京市市民の一部であることから、十分に配慮すべきではあるものの、市政経営の将来的な展望や厳しい行財政環境を踏まえた大局的な観点の中で捉えるべきだと考えます。また、パブリックコメントに対しての市の考え等については、広報等を通じて市民へ説明責任を果たす必要があると考えます。

5. 評価結果による事業の改善・見直しについて

行政評価制度は行財政改革の取組の一つの手段であり、評価を実施すること自体が目的ではありません。そのため、庁内での評価結果に市民意見や当委員会の意見等を踏まえて、予算や計画に反映していくことが重要であります。また、それは、地域経営戦略プランで掲げた目標値（経常収支比率85%・財政削減目標額累積88億円）を達成するためにも必要なことであります。

しかしながら、行政の事業は受益者等の関係者が多数複雑に存在していることから、評価結果を予算や計画に結び付けていくことには困難が予想されます。そのため、これまでボトムアップで検証や議論を重ねてきた経緯を踏まえ、その努力とこれまでの成果を生かすためにも、市長を始めとした経営層による強いリーダーシップにより、その困難を打開していくことが求められます。

そして、評価を通じて提示された課題や改善点については、早期に解決し、評価結果による改善・見直し結果を市民が理解しやすい形で示すべきであると考えます。

なお、当委員会の提言は、これまでの庁内での評価結果及び市民意見を踏まえて行われたものであり、第三者による客観的な評価として十分に反映していただくよう、要望いたします。